

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
(當日起と
の翌日)

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆告 示 保安林の指定予定（二件）（森林保全課）

保安林の指定の解除予定（三件）（〃）

都市計画の変更に係る図書の縦覧（都市計画課）

公有水面埋立ての免許の出願（港湾課）

平成四年七月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選舉運動に関し、なされた寄附及びその収入並びに支出の報告書の要旨

選挙管理委員会の招集

◇公 告 保母試験の合格者（児童家庭課）

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字天神原字本谷八〇七の一・八〇七の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇七の三、字下瀬瀬九一五の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字水谷庵一六五九、一六六九、一六七〇、字モジヲ一七二三の一から一七二三の三まで、一七二四の一から一七二四の五まで、一七三六、一七三七、日野郡日南町福万来字カツラケ谷

右平山七七二、字仲ノ谷七八五、七八六、字本谷山七八七から七八九まで、七九〇の一、七九〇の二、七九一、七九二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

八頭郡若桜町大字岩屋堂字栗尾三九五の五、字カシドコ四〇一から四〇七まで、四〇七の一、四〇八の一から四〇八の八まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、千代川地域森林森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取県告示第七百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字川原谷三五二の一七六から三五二の一七八

まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び若

桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

農道用地とするため

鳥取県告示第七百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町福長字論田一一六九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日
野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ
き倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字山田字戯獅谷五四四の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成四年九月十一日

鳥取県

平成四年九月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県

鳥取市東町一丁目二二〇
西尾邑次

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤崎町大字赤崎字菊港二〇二七、字塩浜筋二〇一八、字西三
軒屋一六〇八、一六一六、一六一九、一六二〇、一六二三から一六三
五まで、一六二八、一六三一、一六三三次一、一六三二一一、一六三
五、一六三六一一、一六四〇、一六四〇一一、一六四一、一六四一
一及び一六四四、字東三軒屋一六四五、一六四六、一六五〇から一六
五四まで、一六五七、一六五八次一、一六六一次一、一六六二、一六
六五、一六六六、一六六六一一、一六六九一一、一六七〇一一、一六
七一一一、一六七四一一、一六七九、(一六八三一) 合併、一六八七
一一、一六八七一五及び二〇四三並びに字松ヶ谷二〇一九及び二〇二
九次一に接する国有地の地先公有水面

- 一 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路三・四・二号 三明寺下田中線
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
- 追加する部分
- 倉吉市幸町
- 変更する部分
- 倉吉市昭和町二丁目

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百四十二号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、倉吉土木事務所及び赤崎町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

次の①の地点から⑩の地点まで順次に直線で結んだ線及び⑪の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- (1)の地点 赤崎港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒東經一三二度三九分四四秒）から二五四度一四分二六秒三六四・四八メートルの地点
- (2)の地点 ①の地点から二六一度三三分二五秒六七・六六メートルの地点
- (3)の地点 ②の地点から二七六度三一分一二秒一五・九三メートルの地点
- (4)の地点 ③の地点から三四八度二六分三一秒一七・九三メートルの地点
- (5)の地点 ④の地点から三四三度二四分四〇秒一六・七二メートルの地点
- (6)の地点 ⑤の地点から三三一度四三分四七秒八・七六メートルの地点
- (7)の地点 ⑥の地点から三一一度一三分三五秒一九・七五メートルの地点
- (8)の地点 ⑦の地点から三一七度三一分一六秒一一六・一九メートルの地点
- (9)の地点 ⑧の地点から三一一度三三分〇四秒一一一・六九メートルの地点
- (10)の地点 ⑨の地点から三二六度一八分三九秒二三・九八メートルの地点
- (11)の地点 ⑩の地点から三一三度二六分一六秒一一・一〇メートルの地点
- (12)の地点 ⑪の地点から二九三度五九分二三秒八・一〇メートルの地点

(13)の地点 赤崎港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒東經一三二度三九分四四秒）から二七六度五三分〇〇秒五〇・一一メートルの地点

(14)の地点 ⑬の地点から三四〇度五二分二四秒三九・六五メートルの地点

(15)の地点 ⑭の地点から三四〇度一九分一〇秒五一・二八メートルの地点

(16)の地点 ⑮の地点から二度〇一分〇一秒三一・〇六メートルの地点

(17)の地点 ⑯の地点から一二三度四五分二九秒九七・三四メートルの地点

(18)の地点 ⑰の地点から一三四度三〇分一一秒三五一・八二メートルの地点

(19)の地点 ⑲の地点から一二四度〇一分五三秒八〇・六七メートルの地点

地点

(一) 位置

(二) 面積

一五、八四〇・八四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

東伯郡赤崎町大字赤崎字菊港二〇二七、字塙浜筋二〇二八及び字松ヶ谷二〇二九並びにその地先公有水面、同大字字塙屋一五八六一及び一五八六一八並びに同大字字西三軒屋一六〇八、一六一六、一六一九、一六二〇、一六二三から一六二五まで、一六二八、一六三一、一六三二次一、一六三二一、一六三五、一六三六一、一六四〇、一

六四〇一一、一六四一、一六四一一及び一六四四、字東三軒屋一六四五、一六四六、一六五〇から一六五四まで、一六五七、一六五八次一、一六六一次一、一六六二、一六六五、一六六六、一六六六一一、一六六九一一、一六七〇一一、一六七一一一、一六七四一一、一六七九、一六八三一一）合併、一六八七一一、一六八七一五及び二〇四三並びに字松ヶ谷二〇二九次一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次のⒶの地点からⒷの地点までを順次直線で結んだ線及びⒷの地点とⒶの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Ⓐの地点 赤崎港沖防波堤灯台から二五五度〇八分二五秒二三二・

九六メートルの地点

Ⓑの地点 Ⓐの地点から二四二度四〇分四六秒八五・八七メートル

の地点

Ⓒの地点 Ⓑの地点から二六七度一五分〇七秒四五・八六メートル

の地点

Ⓓの地点 Ⓑの地点から二六三度二三分二八秒四五・五八メートル

の地点

Ⓔの地点 Ⓑの地点から二六〇度五三分二八秒四八・八九メートル

の地点

Ⓕの地点 Ⓑの地点から三五五度四四分一三秒二一・八五メートル

の地点

Ⓖの地点 Ⓑの地点から三四〇度二〇分五六秒一六・二四メートル

の地点

Ⓑの地点 Ⓒの地点から三三一度二三分五四秒一五・五〇メートル

の地点

①の地点 Ⓑの地点から三二一度三五分三八秒一九・一二メートル

の地点

①の地点 Ⓑの地点から三一五度五六分一九秒一一九・九五メートル

の地点

②の地点 Ⓑの地点から三一一度〇二分三九秒九八・四五メートル

の地点

③の地点 Ⓑの地点から三二三度二一分二一秒二九・八五メートル

の地点

④の地点 Ⓑの地点から二九三度二二分二二秒一九・一八メートル

の地点

⑤の地点 Ⓑの地点から二七三度五七分四三秒三八・二一メートル

の地点

⑥の地点 Ⓑの地点から二一度四九分二五秒一五・一四メートル

の地点

⑦の地点 Ⓑの地点から二〇〇度五二分五二秒四八・六九メートル

の地点

⑧の地点 Ⓑの地点から二九度四五分三七秒一八・三六メートル

の地点

⑨の地点 Ⓑの地点から三四〇度二七分五九秒四九・五六メートル

の地点

⑩の地点 Ⓑの地点から三二九度二二分五〇秒九・〇二メートル

の地点

①の地点 ⑤の地点から一度三七分〇〇秒七一・八八メートルの地

点

⑦の地点 ①の地点から三五九度〇六分四一秒二七・九九メートルの地点

の地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五九度〇七分二九秒六二・九一メートルの地点

の地点

⑨の地点 ⑧の地点から一二四度二五分一〇秒一八九・二八メートルの地点

の地点

⑩の地点 ⑨の地点から一三四度〇九分二三秒三五四・一八メートルの地点

の地点

(3) 面積

八六、六二二・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

護岸用地及び緑地

五 出願年月日

平成四年九月七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百八十九条第一項の規定により提出された平成四年七月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

平成四年九月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告要旨

- 1 選挙の種類 平成4年7月26日執行参議院鳥取県選舉区選出議員選舉
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
 17,331,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	所属党派	無所属	期間
出納責任者氏名	坂梨成子		7月27日から第1回分

収入	支 出
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業)	人件費
加茂篤代後援会	328,000
部落解放同盟	328,000
鳥取県連合会	—
団体	54,000
通信費	80,600
集合会場費	111,890
通交印広文食休雜	2,986,000
通信刷告具糧泊	169,076
その他収入	—
その他の寄附	140,054
その他の収入	141,485
その他収入	—
今回計	4,971,391
前回計	—
総計	8,054,000

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告要旨

- 1 選挙の種類 平成4年7月26日執行参議院鳥取県選舉区選出議員選舉
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
 17,331,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	所属党派	自由民主党	期間
出納責任者氏名	渡部万亜造		6月10日から第1回分

収入	支 出
主たる寄附 (氏名、団体名)(職業)	人件費
さかの重信後援会	3,000,000
建信会	2,000,000
通信費	80,600
集合会場費	111,890
通交印広文食休雜	2,986,000
通信刷告具糧泊	169,076
その他収入	—
その他の寄附	140,054
その他収入	141,485
その他収入	—
今回計	4,971,391
前回計	—
総計	11,000,000

報告書受理年月日 平成4年8月10日 第1回報告分

報告書受理年月日 平成4年8月10日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告要旨

議員の種類 平成4年7月26日勅令參議院官吏選舉議員選出議員選舉

八時半迄の相手に、八時半迄に明ナカ山の火打の山陽

17,331,800円

3 報告書の要旨

候氏
中西豊明 所属党派 無所属
中 西 錄 夫 納責任者
期間 6月26日から第1回分
8月7日まで

一 日時 平成四年九月十八日(金) 午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県厅選挙管理委員室
三 議題 平成四年度青年リーダー研修会開催要領について

公時

平成4年8月3日から同月6日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

鳥取県知事 西尾邑沙

報告書受理年月日 平成4年8月10日 第1回報告分

美子 幸善 根本 美善 重代 本瀬 代瀬 重代 川一 衣川
則広 本瀬 代瀬 重代 川一 衣川 貨實 永根 本瀬 代瀬
八重子 めぐみ 麻樹 三 清水 安山 谷知子 津紀代
八重子 めぐみ 麻樹 三 清水 安山 谷知子 津紀代
貴子 真喜志 保子 悅志 榊 優子 真喜志 保子 悅志 榊